

原議保存期間10年
平成28年12月31日まで保存

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁交指発第69号
平成18年6月14日
警察庁交通局交通指導課長

改正道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の取扱いに関する留意事項等について

標記の件については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 弁明の取扱いに関する基本的考え方

新たな駐車対策法制において、放置違反金納付命令（以下「納付命令」という。）をしようとする都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、改正道路交通法第51条の4第6項の規定により、車両の使用者に対し弁明の機会を付与することとされている。

この弁明の制度は、車両の使用者の権利を不当に侵害しないようにするとともに、公安委員会の納付命令が適正に行われるようにするために納付命令の事前の手续として設けられた便宜の制度であって、車両の使用者が納付命令を不服として正規に争おうとするときは、別途行政不服審査法か行政事件訴訟法によるべきものである。

公安委員会としては、納付命令をしようとする車両の使用者に対して事前にその機会を付与すれば足り、弁明をするか否かは弁明通知書の名あて人（以下単に「名あて人」という。）である当該車両の使用者の判断に委ねられている。また、弁明がなされた場合、公安委員会は、当該弁明に対して逐一応答する義務はなく、弁明の内容が納付命令の可否に影響を与えるものであると認めるときは、弁明の内容を精査し、必要な調査を行った上で、納付命令の可否を判断することとなる。

2 弁明の取扱いに関する留意事項

(1) 名あて人から提出された弁明書及び証拠により事実が具体的に提示され、弁明の内容が次のいずれかに該当すると認められる場合には、納付命令を行わないこととすべきか否かにつき判断する必要がある。

ア 納付命令の原因となる放置駐車違反に係る事実誤認等により違反が成立していない場合

イ 当該違反日時において、名あて人が放置車両の使用者ではなかった場合

ウ 当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責に帰すことが著しく相当性を欠くことが明らかである場合

(2) (1)に該当する弁明について、調査が必要であると認められる場合には、改正道

路交通法第51条の5第1項の規定による車両の使用者等に対する報告徴収又は同条第2項の規定による官庁等に対する照会を行うことについても検討すること。この場合、車両の使用者等が合理的な理由なく、報告徴収に応じず、必要な判断材料が入手できない場合、それ以上の調査は要しない。

(3) (1)において事実の具体的な提示のために有用な証拠としては、それぞれ想定される弁明内容に応じ次のものが考えられる。

売買により名あて人が放置車両の使用者ではなくなっていた旨の弁明

売買契約書

放置車両が盗難車両である旨の弁明

警察への盗難被害の届出に係る証明書

(4) 納付命令を行わないこととするか否かの判断は、名あて人から提出された弁明書及び証拠並びに(2)により得られた資料に基づいて行えば足り、明らかに(1)アからウまでのいずれかに該当すると認められるときにのみ納付命令を行わないこととすべきものである。

3 弁明により放置行為がなされる前に放置車両の使用者が変更されていることが明らかになった場合の留意事項

(1) 自動車検査証の記載事項変更等の指導

売買等の理由により名あて人が放置行為がなされた当時放置車両の使用者ではなくなっていた旨の弁明を受け、当該名あて人（以下「旧使用者」という。）以外の者が放置車両の使用者であると認められる場合は、当該者（以下「新使用者」という。）等に対して道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の使用者欄の記載の変更その他の必要な手続をとるよう指導し、原則として、自動車検査証の使用者欄の記載が新使用者に変更されたことを確認した上で、旧使用者ではなく新使用者に対して納付命令を行うこと。

(2) 指導に従わない場合の措置

(1)の指導にもかかわらず、自動車検査証の使用者欄の記載の変更等が行われな
ない場合は、その理由を調査し、車両の使用権原が真実新使用者に移転しているもの、専ら新使用者の責に帰すべき事由により変更等が行われていないと認められるときは、旧使用者ではなく新使用者に対して納付命令を行うとともに、新使用者を道路運送車両法違反で検挙するなどの措置を検討すること。